

## G X推進再エネ導入支援事業（省エネ・再エネ関連人材育成支援事業）実施要領

### 第1 目的

この事業は、県内中小事業者等が行う省エネルギー及び再生可能エネルギーに関連する人材育成のための研修に係る経費を助成し、カーボンニュートラルの実現に向けて、経済・社会、産業構造変換（G X）の推進に資する人材の育成を図ろうとする県内中小事業者等を支援することを目的としています。

### 第2 補助対象者

補助金の交付の対象となる事業者は、次の全てを満たす個人事業主及び法人（国、地方公共団体、独立行政法人及び国または第3セクターのうち地方公共団体の連結対象となるものを除く。）とします。

- (1) 県内中小事業者等であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22条）第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。

※県内中小事業者等とは、県内に事業所を置く企業及び法人格を持った団体並びに個人事業主であって、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人事業主
- ・中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
- ・一般社団法人・一般財団法人及び公営社団法人・公営財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に基づき設立された協同組合等
- ・青色申告を行っている個人事業主

### 第3 補助対象事業

以下の要件をいずれも満たす事業を補助対象とします。

- (1) 上記2に該当する企業及び法人格を持った団体に勤務する従業員及び個人事業主が受講する研修等で2の補助対象者が負担したものであること。
- (2) 専門的な知識及び技術を習得するものであること。
- (3) 習得した知識及び技術を今後活用する計画があること。
- (4) 下記事業実施期間内までに研修等が終了すること。  
令和6年4月1日（月）～ 令和7年2月28日（金）
- (5) 研修を受講した従業員等から、企業等への研修内容等の報告（フィードバック）があること。

## 第4 実施基準

事業の主な選考基準は、次のとおりです。

### (1) 目的・内容の適格性

- ・省エネ・再エネ関連の人材育成における現状及び解決すべき課題を的確に把握しているか。
- ・研修等の内容は省エネ・再エネ関連の人材育成における課題解決に資するものか。

### (2) 研修成果活用計画の妥当性

- ・研修等の成果を今後、カーボンニュートラルの実現に向けた、経済・社会産業構造変換（GX）を推進するにあたり、どのように活用していくか、その計画が明確になっているか。
- ・自社または自社以外の施設の省エネ・再エネに係る取組の推進に寄与する計画となっているか。

※自社以外の施設の省エネ・再エネに係る取組の推進については、エネルギー管理士、太陽光発電施工ID・電気ID及び太陽光発電アドバイザーの資格等の取得に向けた研修等、省エネ・再エネについての専門性が高い人材育成に限る。

### (3) 収支計画の妥当性

- ・収支計画は事業内容に見合っており、積算も明確になされているか。

### (4) 発展性

- ・翌年度以降に向け、発展が期待できる事業者。

※原則として、習得した技術・資格によって自社の施設の省エネ・再エネに係る取組の推進に寄与するものを対象とします。ただし、省エネ・再エネ設備の販売店や施工事業者の従業員がエネルギー管理士資格を取得し、顧客の省エネ診断サービスを開始することを計画している場合などは、対象とします。

## 第5 補助対象となる研修等の例

補助対象となる研修等の例は、以下のとおりです。

なお、研修方法は集合研修、オンライン研修など多様な方法による活用が可能です。

### 対象となる研修等の例

省エネルギー及び再生可能エネルギーに関連する人材育成に資する知識及び技術を習得するための研修等を対象とします。

※エネルギー管理研修及び太陽光発電施工ID・電気ID取得のためのメーカー研修の受講並びにエネルギー管理士資格試験及び太陽光発電アドバイザー認定試験の受験等以外の研修等は、自社の施設の省エネ・再エネに係る取組の推進に寄与するものが対象となります。

※以下、対象とする研修等の例示

講習会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気工事士資格取得に向けた、筆記試験・技能試験対策のための講習会</li> <li>・移動式クレーン運転技術実習（実技教習終了により国家試験の実技試験免除）</li> <li>・エネルギー管理研修（研修終了によるエネルギー管理士免状の取得）</li> <li>・太陽光発電施工 I D・電気 I D 取得のためのメーカー研修</li> </ul>
資格試験等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー管理士資格試験の受験</li> <li>・電気工事士試験の受験</li> <li>・電気主任技術者試験の受験</li> <li>・太陽光発電アドバイザー認定試験の受験</li> </ul>
セミナー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素経営に関するセミナー</li> </ul>

## 第6 対象経費

補助対象となる経費は、以下のとおりとします。

受講料，教材費，受験費，資格登録料，その他知事が必要と認めるもの。

## 第7 補助額及び補助率

補助額は40万円を上限とし、補助率は補助対象経費の2／3以内とします。

## 第8 補助金交付申請書に添付すべき書類

- (1) 別紙1：令和6年度GX推進再エネ導入支援事業（省エネ・再エネ関連人材育成支援事業）補助金交付申請書（別記第1号様式，1部）
- (2) 別紙2：実績報告書（別記第2号様式，1部）
- (3) 別紙3：収支精算書（別記第3号様式，1部）
- (4) 会社概要資料
  - ・定款（1部）
  - ・会社概要書（経営理念，事業内容，組織体制等。様式任意。会社パンフレット等で可）（1部）
- (5) 県税の納税証明書（未納がないことの証明書）（1部）

## 第9 補助金交付の申請

補助金交付申請書の提出期限は令和7年3月10日までとします。ただし、随時申請の受付及び審査を行います。申請件数が予算に達した場合は、その時点で終了となります。

## 第10 補助金の交付

- (1) 選定された企業には、所定の「補助金交付請求書」等を提出していただきます（様式は、別途定めている「GX推進再エネ導入支援事業（省エネ・再エネ関

連人材育成支援事業) 補助金交付要綱」にて、別途定めています。)

- (2) 補助金交付の対象となる経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分していただく必要があります。

附 則

この要領は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月5日から施行する。